

Supporter News

埼玉県の「消費者被害防止サポーター活動推進事業」を埼玉消費者被害をなくす会が受託して取り組んでいます。

第3回フォローアップ研修・交流会を開催しました！！

2018年2月(6日鴻巣会場・7日春日部会場・14日川越会場・16日さいたま会場)～48名参加～

第3回フォローアップ研修・交流会を4カ所で開催しました。参加されたサポーターの皆様、お忙しい中ありがとうございました。今回は最新の消費者被害の学習、サポーターとして消費生活センターへ連絡する場合の疑似体験、市町村と消費生活センターの位置づけについて、ワークを交えて行いました。今回男性サポーターの参加も増えて、多くの意見交流ができました。

消費者被害未然防止いろはカルタ 消費者庁作成 カルタで紹介している啓発事例を説明中



- ⑩ **屋根修理、手が届かない金額に**
点検商法、見えない屋根の修理を必要
と言われ高額な請求があとを絶ちません。

このカルタは消費者庁のホームページで提供されています。ご覧になってください！！

疑似体験 最新の手口はより巧妙に 未然防止には、なによりも知識！



顔見知りのSさんが点検商法で多額な契約をしてしまったようです。

Sさんに頼まれて、消費生活センターに電話することになりました。

相談員さんに消費者被害防止サポーターとして、この相談をつなげてみました。

参加者感想より・・・

- ♪サポーターとして、消費生活センターにつなぐこと、その役割の大切さを理解できた。
- ♪啓発用の未然防止カルタは話やすいし、分かりやすい、事例が多く話題にしたい。
- ♪消費生活センターと188へ、実際にかけてみる体験は伝える時に役立ちます。
- ♪啓発用DVDの視聴は、チラシの文字にない状況が伝えられるツールとして会合等で使っていきたい。
- ♪個人での活動もよいが、市町村との連携、サポーターさん同士の交流を進めてほしい。

消費者被害防止用 啓発グッズ 地域のなかで啓発中！

これまで提供しています啓発グッズはいろいろな場で配布されています。

市と協力して消費者講座で

自治会防災訓練の会場や
高齢者（独居）宅へ

高齢者サロンや、
健康教室で



子どもの学校の保護者に

活用の場はたくさんありますね！

3月5日現在、クーリング・オフフリーレットの配布をお願いしています。おくすり手帳カバーは在庫がなくなりました。ご協力いただきましたサポーターのみなさん、市町村のみなさん、ありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。

市町村を訪問しています（ミニ版）～見守り推進員～

引き続き、市町村を訪問し、消費者被害防止サポーター制度、サポーターとの連携、養成講座の周知のお願いと消費者啓発の取り組みを聞かせていただいています。～今回はちょっと裏話!!～

推進員：「埼玉消費者被害をなくす会です。・・訪問をさせていただきたいのですが。」

市町村担当者：「大安の日を避けていただければ大丈夫です。」

推進員：「?????」 市民生活課を兼務されている職員の方は、大安の日は婚姻届の受理等でお忙しいとのことでした。

各市町村の消費者行政担当部署は兼務がほとんどです。

その中で消費者啓発活動にも取り組まれています。あらためて応援していきたいと思いました。

《養成講座のご案内》お知り合いにご参加希望の方がいらっしゃいましたらお伝えください。

お申込みは埼玉消費者被害をなくす会（清水・相原）まで!!



©嵐山町2011 むさし嵐丸

市町村訪問中に、ゆるきゃらに遭遇することがあります♪♪

日時	市町村・組織名	会場
3月15日(木) 10:00~15:00	医療生協さいたま	ふじみ野市サービスセンター ホール

★重 要★

サポーター設置要領（埼玉県作成）を同封いたします。2018年4月施行になります。また、サポーター手引き（なくす会作成）も同封いたします。不明な点等ございましたらなくす会までご連絡をお願いいたします。

発行者:適格消費者団体/特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 Tel 048-829-7444 Fax 048-844-8973
E-mail: nakusukai.10@saitama-k.com http://saitama-higainakusukai.or.jp/

このサポーターニュースは、埼玉県を通じて埼玉県内63市町村の消費者行政担当者と消費生活センターにお届けし、消費者被害防止サポーターと社会福祉協議会に郵送しています。